

岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（理美容所）交付要綱

令和2年7月10日制定

（総則）

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設等における消毒等の衛生対策、対面場面の遮断措置等の飛沫^{まつ}対策その他の感染防止対策に取り組む理容所又は美容所に対し、予算の範囲内で支援金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

（対象事業者）

第2条 支援金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和2年7月9日以前に、県内で理容師法（昭和22年法律第234号）第11条第1項の規定による理容所の開設の届出を行っている者（岐阜県理容師法施行条例（平成12年岐阜県条例第5号）第5条第1項又は岐阜市理容師法施行条例（平成21年岐阜市条例第48号）第2条第1項の規定による出張理容の届出のみを行っている者を除く。）又は美容師法（昭和32年法律第163号）第11条第1項の規定による美容所の開設の届出を行っている者（岐阜県美容師法施行条例（平成12年岐阜県条例第6号）第5条第1項又は岐阜市美容師法施行条例（平成21年岐阜市条例第49号）第2条第1項の規定による出張美容の届出のみを行っている者を除く。）であること。
- (2) 令和2年7月9日時点で前号の届出に係る理容所又は美容所で営業を行っており、かつ、同日後も営業を継続する意思があること。
- (3) コロナ社会を生き抜く行動指針（令和2年5月15日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部策定）に沿った感染防止対策を実施していること。

（欠格事由）

第3条 前2条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及び使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）

- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、1事業所（第2条第1号に規定する理容所又は美容所をいう。）当たり10万円とする。この場合において、当該理容所及び美容所を同一の場所で開設し、専用の作業場を共用しているときは、当該理容所及び美容所は、一つの事業所とみなす。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする対象事業者は、別記様式1による申請書に当該申請書において定める書類を添えて、これを令和2年8月20日までに知事に申請しなければならない。

(支援金の交付決定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 知事は、支援金の交付の決定をしたときは、別記様式2により当該申請をした者に通知するものとする。

3 知事は、支援金の不交付の決定をしたときは、別記様式3により当該申請をした者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 知事は、前条第2項による通知を受けた者に対し、支援金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 知事は、対象事業者が法令等若しくはこれに基づく知事の処分若しくはこの要綱に違反したとき、又は別記様式1別紙1の誓約書に虚偽の誓約をしたときは、交付の決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第9条 知事は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第10条 第5条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して支援金の交付をしないものとする。

2 知事は、第6条第1項の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、第8条の規定により支援金の交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に支援金が交付されているときは、知事は、前条の規定により、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第11条 対象事業者は、第9条の規定により支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、対象事業者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

3 対象事業者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る支援金から適用する。

岐阜県知事 様

岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（理美容所）交付申請書

岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（理美容所）交付要綱第5条の規定により、下記のとおり支援金10万円の交付を申請します。

●岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（理美容所）の交付の対象となる者は、次の要件を全て満たしている事業者です。

- ア 令和2年7月9日以前に、岐阜県内で理容師法（昭和22年法律第234号）第11条第1項の規定による理容所の開設の届出を行っている者（岐阜県理容師法施行条例（平成12年岐阜県条例第5号）第5条第1項又は岐阜市理容師法施行条例（平成21年岐阜市条例第48号）第2条第1項の規定による出張理容の届出のみを行っている者を除く。）又は美容師法（昭和32年法律第163号）第11条第1項の規定による美容所の開設の届出を行っている者（岐阜県美容師法施行条例（平成12年岐阜県条例第6号）第5条第1項又は岐阜市美容師法施行条例（平成21年岐阜市条例第49号）第2条第1項の規定による出張美容の届出のみを行っている者を除く。）であること。
- イ 令和2年7月9日時点で、アの届出に係る開設の場所で営業を行っており、かつ、同日後も営業を継続する意思があること。
- ウ コロナ社会を生き抜く行動指針（令和2年5月15日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部策定）に沿った感染防止対策を実施していること。
- エ 申請事業者又はその代表者、役員その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団又は暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

【申請者】 ※住所や氏名等は、保健所への届出内容を記入してください。

申請者の種別 (いずれかに記入)	□個人 事業主	住 所	〒		-		
		フリガナ			電話番号		
		氏 名				印	
	□法人	所在地	〒		-		
		フリガナ			印		
		名 称					
		代表者職名				フリガナ	
					代表者氏名		
	担当者所属	(TEL)		フリガナ			
				担当者氏名			

【感染防止対策を実施した理美容所】 ※名称及び所在地は、保健所への届出内容を記入してください。

種別	名 称	所在地	電話番号
理・美			

※「種別」は、該当する方に○を付けてください。ただし、理容所及び美容所を同一の場所で開設しており、専用の作業場を共用している場合（重複開設）は、両方に○を付けてください。

【振込先口座】 ※申請者と同一名義の口座を記入してください。

振込口座	金融機関名						支店名							
	銀行・信用金庫 信用組合・農協						本店・支店 出張所 本所・支所							
金融機関コード							←銀行コード							←支店コード
預金種別	普通 ・ 当座 納税準備 ・ 貯蓄						←該当する預金種別に○を付けてください。							
口座番号（右詰め）							←7桁の番号で記入ください。							
口座名義人（フリガナ）														
30字を超える場合、30字まで記入してください。														
口座名義人（漢字）														

※ゆうちょ銀行を記載する場合は、「振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号（通帳見開き下部に記載の7桁の番号）」を記入してください。

○ 添付書類

・誓約書（別紙1）【原本】

・本人確認書類【写し】

個人事業主：次の書類のうちいずれか1点

運転免許証（表・裏）、パスポート（顔写真のページと所持人欄（現住所記載）のページ）、保険証（表・裏）等

法人：発行日から6ヶ月以内の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

・振込口座の通帳等【写し】

金融機関、支店名、種別、口座番号及び口座名義が分かるもの

岐阜県知事 様

誓 約 書

岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（理美容所）に関して、次のとおり誓約します。

- 令和2年7月9日時点で、開設の届出書に記載した開設の場所で理容所又は美容所の営業を行っており、かつ、同日後も営業を継続して実施します。
- 「コロナ社会を生き抜く行動指針」に従い、下記に例示する感染防止対策を今後も徹底して行います。
 - ・感染防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」の選任
 - ・発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先の把握
 - ・利用者同士の間隔確保（できるだけ2m。最低1m）、会計時等の行列の間隔確保
 - ・予約制の導入等による入場人数のコントロールや入場時の健康確認
 - ・施設内の定期的な換気
 - ・従業員のマスク着用及び利用者へのマスク着用の呼びかけ
 - ・キャッシュレス決済の積極的導入
 - ・入口及び施設内に手指消毒設備を設置し、従業員及び利用者の手指消毒を徹底
 - ・ペーパータオルの設置（トイレ等での共用タオル・ハンドドライヤーの禁止）
 - ・複数の従業員や利用者が共有する物品や多数の人が触れる箇所の重点的な消毒
 - ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミは、しっかりと密閉して廃棄
 - ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すことの周知徹底
 - ・従業員の健康チェックをし、体調不良（家族を含む。）の場合は、必ず休養
 - ・従業員の制服や衣類は、毎日洗濯ないし交換
 - ・従業員の日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底
 - ・利用者への呼びかけ
 - ・待合室での利用者間の距離の確保

※本誓約書を提出いただいた方には、「新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー」を配布します。二重配布を避けるため、既にステッカーの申込み又は配布を受けている方は、□に✓を入れてください。

□

- 虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
- 岐阜県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、支援金の交付を受けた事業者名、対象施設などの情報が公表されることに同意します。
- 申請事業者又はその代表者、役員その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団又は暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していません。

申請者住所

申請者氏名

〔法人にあつては名称
及び代表者職・氏名〕

印

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（理美容所）交付決定通知書

申請のありました岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（理美容所）については、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

理容所・美容所名	
交 付 額	100,000円
交 付 予 定 日	
交 付 方 法	口座振込み

別記様式3（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（理美容所）不交付決定通知書

申請のありました岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（理美容所）については、不交付とすることを決定しましたので通知します。

不交付の理由

・